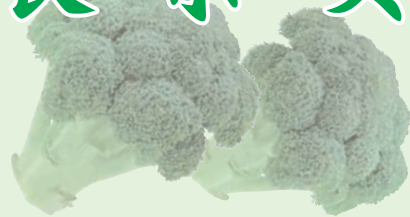


農業委員会だより



第 32 号

平成24年12月1日

田原市農業委員会

☎23局3519 / FAX22局3817

<http://www.city.tahara.aichi.jp/section/noui/>

農業委員会委員選挙人名簿

登録申請書の提出

受付は平成25年1月10日(木)まで

選挙管理委員会は、法律により農業委員会の選挙権のある人からの申請に基づいて、毎年1月1日現在の選挙人名簿を作成します。

選挙人名簿への登録は、提出された申請書に基づいて行われますので農業委員会委員選挙人名簿登録申請書は忘れずに提出してください。

対象者

平成25年1月1日現在で市内に住所を有し、平成5年4月1日以前に生まれた方のうち、次のいずれかに該当する方

① 耕作面積10アール以上の農地で耕作を営む方

② ①の配偶者または同居の親族で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方

③ 10アール以上の農地で耕作を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方

申請書の配布

関係する世帯には12月中旬に郵送します。選挙権のある方で申請書

が届かない方は、お問い合わせください。

申請書の提出

平成25年1月10日(木)までに、農業委員会へ直接または郵送にて提出してください。

※郵送される申請書には、返信用封筒が同封されていますのでご利用ください。

▼選挙管理委員会(総務課)

☎23局3506 FAX23局0180

家族経営協定を結びませんか

みんなが働きやすい環境をつくり経営・暮らしに生かしましょう

家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指すためのものです。労働時間や休日、農作業の役割分担、報酬、将来の目標など、家族みんなが働きやすい就業環境について、家族間で十分な話し合いを行い決めたことを文書化します。

◆文書化することで、家族の暗黙のルールだったものをお互いに再確認でき、農業経営の発展につながります。

●家族経営協定の手順

①現状を見直す

家族の話し合いで、経営や暮らしの現状を見つめ直す。家族の就業条件・生活条件の課題、経営上の改善すべき点などを明らかにする。

②対応策を検討する

家族の就業意欲の向上や経営内での立場を明確にするための対応策を考える。また、簿記記帳などの計数管理を踏まえ、これからの経営目標や方針を検討する。

③協定書に調印する

話し合いに基づき、経営や暮らしの実態にあった協定書を作成する。

④協定内容の点検・充実を図る

協定締結後は、協定内容の実施状況を点検したり、協定書を生かし、家族内の話し合いを進めたりするなど、絶えず経営や暮らしの改善・充実に努める。



目標が明確になり、責任感が生まれ、やる気アップにつながります。また、農業者年金に加入した方は、年金保険料の国庫補助(最大で月1万円)が受けられる場合や、農業改良資金などの貸付を受けやすくなるなどのメリットがあります。